

池田市空き家バンク制度のご案内

—住まなくなった家、登録しませんか—

市内への移住・定住と地域の活性化のため、空き家の所有者と利用希望者との結びつきを、池田市がお手伝いする制度です。登録された空き家情報を市ホームページで公開し、空き家の利用を希望される方へ情報提供します。空き家所有者の方は物件の登録をお願いします。



市政トピックス

対市内の空き家（戸建・住宅・兼用住宅など）の所有者とその代理者

※登録物件の条件として「相続登記などが済んでいる」「昭和56年5月31日以前の建物を売却する場合は、耐震診断を行っている」などがあります。詳細は市ホームページをご覧ください。

空き家の活用に補助します



空き家バンクに登録された空き家の有効活用に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

内容	対象	補助額
空家バンク仲介手数料補助 本市空家バンクに登録をした物件の売買契約または賃貸借契約に要する仲介手数料に対し、補助金を交付	次の条件を全て満たした空き家 <ul style="list-style-type: none">•登録して1カ月以上経過•適正に管理している•売買、賃貸の契約を親族と締結していない•所有者が市税を滞納していない(所得などに関する制限あり)	売買契約で最大20万円、賃貸契約で最大5万円を補助
空家バンクインスペクション補助 空家バンクに登録をした物件にインスペクションを実施する所有者に対して補助金を交付	次の条件を全て満たした空き家 <ul style="list-style-type: none">•登録して1カ月以上経過•適正に管理している•昭和56年5月31日以前に建てられた場合、耐震診断を実施している•インスペクションの結果を外部に公表することについて所有者が同意している•所有者が市税を滞納していない(所得などに関する制限あり)	最大5万円を補助

問 都市政策課 ☎754・6283

令和4年11月末までの期限付き入居 市営住宅入居者臨時募集


～Recruitment for public housing～

市営住宅は、公営住宅法や池田市営住宅条例に基づいて住宅に困っている低所得者に低廉な家賃で賃貸する住宅です。市営借上住宅アルビス五月ヶ丘129号棟は、池田市が独立行政法人都市再生機構から借り上げ、市営住宅として提供しているものです。下記の通り、令和4年11月30日までの期限付き入居者を募集します。抽選会は8月28日(金)午前10時から池田駅前北会館5号室で行う予定です。詳細は、事前にホームページや募集要項などをご確認ください。



【一般世帯向け：9戸】アルビス五月ヶ丘住宅129号棟

部屋番号	階数	間取り	家賃（月額）	建築年	設備
102	1階	2DK	24,400～ 47,800円	平成15年	風呂あり、 エレベーターあり
103					
302	3階				
303					
403	4階				
502	5階				
107	1階	2LDK	29,300～ 57,400円	平成15年	風呂あり、 エレベーターあり
307	3階				
507	5階				

配布期間	8月3日(月)～21日(金)	
配布場所	池田市営住宅管理センター、市役所1階総合窓口課・2階行政情報コーナー・6階都市政策課、石橋プラザ、五月山体育館、人権文化交流センター	
受付日時	8月19日(水)～21日(金)午前9時～午後4時	
受付場所	池田市営住宅管理センター（池田市菅原町3-1B-106 ステーションN）	
内覧会日時	8月17日(月)午前10時～正午 現地集合（予約不要）	
問い合わせ先	池田市営住宅管理センター 月～金曜日 午前8時45分～午後5時15分 (土・日曜日、祝・休日を除く)	

問 同センター ☎754・2050